

平成十九年二月一日提出
質問第三〇号

国後島に日本政府が建設したプレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

国後島に日本政府が建設したプレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する質問主

意書

一 二〇〇六年十二月二十八日付北海道新聞夕刊が、「人道支援で建設 国後のプレハブ倉庫 国境警備局が利用 ○三年から事務所に 日本側に無断」との見出しで、

「北方領土の国後島・古釜布（ユジノクリーリスク）に日本政府が人道支援物資の保管用に建設したプレハブ倉庫が、ロシア・サハリン沿岸国境警備局の事務所として利用されていることが分かった。日本政府が使用方法を制限することはできないが、領土返還の環境づくりのための施設を、ロシア側が国境警備活動に利用している形で、元島民や領土返還運動関係者から批判の声が上がりがうたう。

古釜布の南クリール地区行政府などによると、国境警備当局がプレハブ倉庫を事務所として使い始めたのは二〇〇三年。倉庫は古釜布港から徒歩十分ほどの海岸近くにあり、同局職員二、三人が常駐し、ロシア人や外国人の上陸の際の書類審査などを行っている。

それまで倉庫は日本政府が北方領土のロシア人住民に送っていた人道支援の食料品保管用に使われていた。しかし、食料品が島民に渡った後の倉庫は空き状態となるため、有効活用のために同局に引き渡され

たという。

倉庫は鉄骨二階建て延べ約百五十平方メートル。日本政府が領土返還と平和条約締結に向けた環境づくりのため、人道支援の位置づけで一九九三年に二千五百万円で建設した。

同様の施設は九四年、色丹、択捉両島にも建設され、色丹島ではその後図書館に、択捉島では人道支援の医療品保管庫として使われている。

外務省ロシア支援室によると、国後島の倉庫引き渡しの際、ロシア側は使途について『人道支援物資の保管や、島民や日本人のための行事に利用する』とした受領書を日本側に提出した。同室の川端一郎室長は『これまでにロシア側から使途変更の連絡はない。事実確認をしてから対応を考えたい』と話す。

ロシア国境警備局は近年、北方領土海域での警備を強化しており、今夏には根室の漁船が同局の警備艇に銃撃され、乗組員一人が死亡する事件も起きた。日本政府は人道支援内容を見直し、〇四年から倉庫などの施設建設をやめているが、警備当局による施設利用が明らかになったことで、支援のあり方があらためて問われそうだ。」

と報じていることを外務省は承知しているか。

二 北方領土の国後島・古釜布に日本政府が人道支援物資の保管用に建設したプレハブ倉庫（以下、「プレハブ倉庫」という。）が、ロシア・サハリン沿岸国境警備局の事務所として利用されているという事実があるか。

三 二の事実があるならば、外務省はいつそれを承知したか。

四 外務省はロシア国境警備局が「プレハブ倉庫」を使用していることが日本国の国益に照らして適切と認識しているか。

五 二〇〇七年二月一日現在、「プレハブ倉庫」をロシア国境警備局が使用しているという事実があるか。
右質問する。